

人権

第65回 人権週間

12月4日（水）～10日（火）

国際連合は、1948年（昭和23年）12月10日の第3回総会において、世界における自由、正義及び平和の基礎である基本的人権を確保するため、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の標準として、世界人権宣言を採択したの続き、1950年（昭和25年）12月4日の第5回総会においては、世界人権宣言が採択された日である12月10日を「人権デー」と定め、全ての加盟国及び関係機関がこの日を祝賀する日として、人権活動を推進するための諸行事を行うよう、要請する決議を採択しました。

我が国においては、法務省と全国人権擁護委員連合会が、同宣言が採択されたことを記念して、1949年（昭和24年）から毎年12月10日を最終日とする1週間（12月4日から同月10日まで）を「人権週間」と定めており、その期間中、世界人権宣言の趣旨及びその重要性を広く国民に訴えかけるとともに、人権尊重思想の高揚を図るため、集中的な啓発活動を行っています。

国民年金だより

ご存知ですか？ 障害基礎年金

国民年金の加入中に初診日がある病気やケガなどで障害の状態になったとき、障害認定日（初診日から1年6ヵ月経過した日またはその期間内に症状が固定した日）において、障害等級の1級または2級に該当した場合は、障害基礎年金を受けることができます。

ただし、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済み期間と免除期間（若年者納付猶予期間・学生納付特例期間を含む）を合わせた期間が3分の2以上必要となります（初診日が平成28年3月31日以前にある時は、特例として初診日の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がなければよい事になっています）。

なお、20歳以前に初診日のある病気やケガによって障害の状態になった人は、障害等級の1級または2級に該当すれば20歳から（障害認定日が20歳以後の場合は障害認定日から）受給できます。ただし、この場合本人に一定額以上の所得や他年金の受給がある場合、支給が制限されます。

●これからの年金相談（毎月第4金曜日）

12月27日（金） 1月24日（金） ※事前に予約が必要です

■お問い合わせ先 住民福祉課福祉係 TEL（62）1111（内線132）